

ふくしまSDGs推進プラットフォーム 分科会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「ふくしまSDGs推進プラットフォーム」設置要綱第8条に規定する分科会に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分科会は、ふくしまSDGs推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の会員又は県が、SDGsの達成に向けた課題の検討、知見の共有及び取組の具体化に向けた調査・検討等を行うことを目的として設置する。

(分科会の設置)

第3条 プラットフォーム事務局（以下「事務局」という。）は、県又は会員等により組織された分科会を設置することができる。

2 分科会の設置を希望する会員又は県（以下「提案者」という。）は、「活動計画書（様式1）」を事務局に提出することにより分科会の設置を提案することができる。

3 事務局は、提案者から提案された分科会の活動内容を確認し、プラットフォームのホームページにおいて「活動計画書（様式1）」を公開し、会員に向けて分科会への参加の呼び掛けを行う。

(設置期間)

第4条 分科会の設置期間は、原則として、設置日から当該年度末とする。

2 次年度以降も分科会の設置継続を希望する場合は、「活動報告書（様式2）」により、年度末までに事務局へ報告することで引き続き設置できる。

(活動報告)

第5条 分科会は、当該年度末までに、「活動報告書（様式2）」を事務局に提出する。

2 分科会は、事務局から活動報告を求められた場合、前項の規定にかかわらず、活動状況を報告しなければならない。

3 「活動報告書（様式2）」は、原則として、プラットフォームのホームページにおいて公開する。

(役員)

第6条 分科会には、分科会長を1名置く。

- 2 分科会長は、原則として分科会の設置を提案する者とする。
- 3 分科会長は、構成員のうちから副分科会長を指名することができる。
- 4 分科会長及び副分科会長の任期は、設置日から当該年度末までとする。なお、分科会を次年度以降継続する場合の再任を妨げない。
- 5 分科会長は、分科会を代表し、構成員とともに会を運営する。
- 6 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(構成員)

第7条 分科会の構成員は、会員又は県から組織する。ただし、分科会活動を実施するにあたり、分科会長が必要と認める場合は、会員以外の者を分科会の構成員とすることができる。

- 2 構成員の募集にあたって、事務局は、会員に対して十分な告知を行うものとし、分科会は、設立後も随時構成員の募集を行うことができる。
- 3 会員の当該分科会への参加については、当該分科会の参加要件を満たさない場合、又は分科会長が分科会の設立趣旨にそぐわないと判断した場合を除き、参加を阻まれない。
- 4 分科会の参加者が、「活動計画書(様式1)」に記載の提案者及び参加会員から追加・変更された場合(退会した場合を含む)、すみやかに「構成員報告書(様式3)」を事務局へ提出する。

(報酬及び費用)

第8条 分科会役員報酬は無償とする。また、分科会活動に要する費用は、構成員間での自己負担とする。

(秘密保持)

第9条 構成員は、分科会活動において知得した他の構成員の技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他の構成員の秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 構成員は当該分科会の退会後も秘密保持を遵守しなければならない。

(検討成果等の取扱い)

第10条 分科会の活動計画、活動報告及び検討成果(以下「検討成果等」という。)は、事務局を通じ、会員に共有され、会員及び事務局は検討成果等を自

由に利用することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、検討成果等に、技術的な開発成果など構成員以外の会員に共有することが望ましくない知見及び情報等が含まれると分科会が判断した場合、分科会は、事務局と検討成果等の取扱いについて協議するものとする。
- 3 分科会は、検討成果等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め事務局に当該内容を報告し、取扱いについて協議するものとする。

（委任）

- 第11条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、必要に応じて分科会長が別に定める。
- 2 前項により定めた内容については、分科会長は事務局に報告するものとする。

附 則

この規程は令和6年11月29日から施行する。